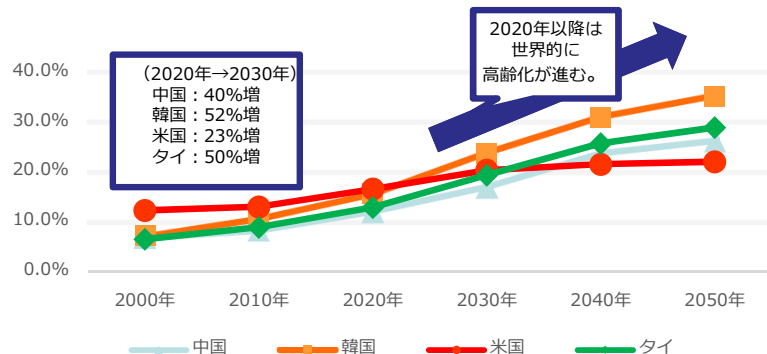


公募期間:令和2年7月31日～9月11日

## 現状と課題

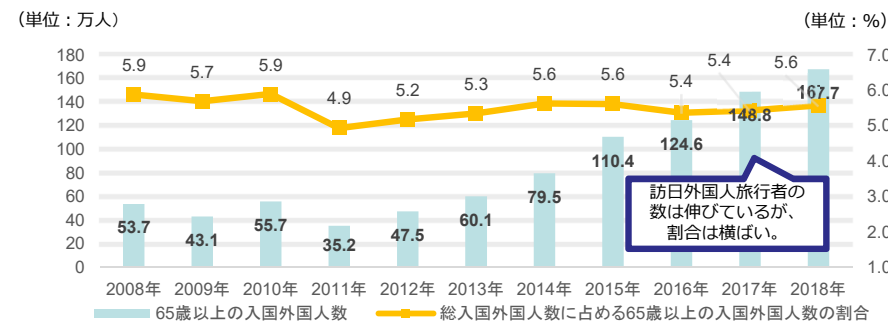
全国各地の観光地において、全ての訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するため、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する客室や共用部のバリアフリー化改修等の取組を支援する。

○訪日外国人旅行者数上位国における高齢者（65歳以上）の人口推移



(出典) 総務省「世界の統計2018」より観光庁作成

○高齢者（65歳以上）の入国外国人数の推移



(出典) 法務省「入国管理統計」より観光庁作成

## 1. 補助対象事業

宿泊施設の客室、共用部におけるバリアフリー化を支援する。



客室のバリアフリー化



客室トイレのバリアフリー化



客室浴室のバリアフリー化



ワーケーションスペースの整備



スロープの設置



車椅子対応エレベーターの設置



共用トイレのバリアフリー化



食堂の段差解消

## 2. 補助率及び上限額

1 / 2 補助 1宿泊事業者当たり **上限500万円**

## 3. 補助対象事業者

旅館業法の営業許可を得た宿泊施設（旅館・ホテル等）

### 1. バリアフリー化（客室の改修①）

#### ■ 客室の概観



車椅子でも円滑に移動可能

#### ■ 客室内の浴室



車椅子から移乗台を使って入浴可能

### 2. バリアフリー化（客室の改修②）

#### ■ 客室の概観



洗面所・浴室・トイレの段差がなく車いすで移動可能

#### ■ 客室内ビューバス



大浴場へ移動しなくても部屋の中で景色を眺めながら入浴可能

### 3. バリアフリー化（ワーケーションスペース）

#### ■ 客室における整備



#### ■ 共用部における整備



客室・共用部のバリアフリー化を伴う整備  
(出入口の段差解消、車椅子で移動できるスペースの確保等)

### 4. バリアフリー化（食事処）

#### ■ 個室食事処①



#### ■ 個室食事処②



和室の食事処をテーブルタイプの個室食事処に改修

#### ■ 廊下・出入口



段差が無く広いスペースを確保

全国各地の観光地において、全ての訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するため、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施するWi-Fi整備、トイレの洋式化、案内表示の多言語化等の基本的なインバウンド受入環境整備の取組を支援する。

公募期間:令和2年7月31日～9月11日

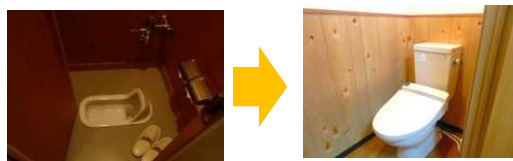
## 1. 補助対象事業

共用部における①～⑦の基本的なインバウンド受入環境整備を支援する。

ただし、**①～③を完備する客室の整備を行う場合は、客室における整備も支援する。**



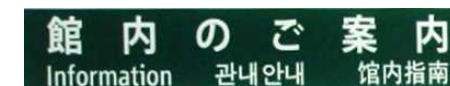
①Wi-Fi環境の整備



②トイレの洋式化



③多言語対応を図るための整備（国際放送設備の整備、タブレット端末の整備、館内案内表示の多言語化）



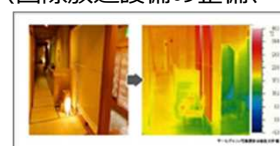
④決済端末の整備



⑤自社サイト多言語化



⑥ムスリム受入マニュアル作成



⑦サーモグラフィー等の導入

⑧その他訪日外国人旅行者が  
ストレスフリーで快適に宿泊できる  
環境を整備するために必要な整備

## 2. 補助率及び上限額

1 / 3 補助 1宿泊事業者当たり **上限150万円**

## 3. 補助対象事業者

旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者（旅館・ホテル等）

（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は対象外）

※宿泊事業者（5以上）による協議会が「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」を策定・申請を行う。

ただし**一定の要件を満たす場合は1者のみ**で「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」を策定・申請できることとする。

## 4. その他要件について

過去に本補助金の交付を受けた宿泊事業者は対象外。ただし、**一定の要件を満たす場合は再申請を可**とする。

項目	要件	要件の概要
「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」の策定・申請主体	<u>一定の要件を満たす宿泊事業者は、1者のみでも可</u>	一の宿泊事業者が地域のDMOや自治体と連携して、地域の訪日外国人の宿泊者数を向上させるための具体的な取組を行っていること。（過去3年以内に取り組んだこと又は今後1年以内に取り組むことに限る）
整備箇所	<u>①～③を完備する客室の整備を行う場合は客室における整備も支援する。</u>	同一客室内において、 <b>以下の①～③の全て又はいずれかを整備すること</b> により、客室内における①～③が完備されること。 ①Wi-Fi環境 ②トイレの洋式化 ③多言語対応を図るための整備（国際放送設備の整備、タブレット端末の整備、館内案内表示の多言語化等）
再申請の可否	<u>一定の要件を満たす宿泊事業者は再申請可</u>	<b>以下の3要件を満たすこと。</b> ①過去5年間で、Wi-Fi環境や洋式トイレなどのインバウンド受入環境を計画的に整備していること ②補助金を受けずに自主的に、外国語対応スタッフの雇用や海外OTAの活用などの独自のインバウンド受入策を講じていること ③過去に本補助金を受けた後に、訪日外国人宿泊者数が増加していること